

12月3日から9日は障害者週間です

常陸大宮市に暮らす約4万7千人のうち、何らかの障がいがある方は約2千人います。

誰もが生き生きと暮らせるまちづくりを目指し、障がいについての理解を深め、人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」をつくっていきましよう。

◆障がいには「身体障がい」「知的障がい」「精神障がい」の3種類があります。

身体障がい

視覚障がい、聴覚障がい、言語障がい、手足の不自由、心臓・じん臓・呼吸器などの内臓機能の障がい等、生まれつき症状をお持ちの方や、事故・病気での発症によるものなど様々な障がいがあります。

知的障がい

先天的に知的な理解力や判断力が弱かったり、人や環境になじみにくかったりし、生活に支障があります。ちよつとした声かけなどの支援で解決することも多く、軽度の場合は本人も周囲も気づかないこともあります。

精神障がい

統合失調症やうつ病など精神の病気により、長期にわたって日常・社会生活に支障のある状態です。仕事などでストレスを抱えて精神障がいになる例が増えています。

◆外見ではわからない場合もあります。

心臓のペースメーカーなどはもちろん見えませんし、聴覚の障がいや知的の障がい、精神の障がいは関わって初めて障がいをお持ちの方と分かる場合もあります。

◆誰でも障がい者になる可能性があります。

障がいには、生まれつきのものや生活をする中でのなるものがあります。

例えば、交通事故で手足が不自由になった人や、脳梗塞で半身不随になった人、仕事のストレスや人付き合いに疲れて精神障がい者になった人などです。

私達の誰もが、このような形で障がい者になる可能性があるのです。障がいを理解し、障がいのある方もない方も誰もが安心して暮らすことが出来るまちをつくっていきましょう。



◆障がいをお持ちの方に対する割引制度や手当には次のようなものがあります。

障害児福祉手当

● 対象者

身体または精神に著しく重度の障がいがあるため、日常生活で常時特別の介護を必要とする20歳未満の在宅の重度障がい児

※ただし、次の場合は対象となりません

- ①受給者またはその配偶者若しくは扶養義務者の前年の所得が一定金額以上の場合
- ②施設等に入所している方
- ③障がいを支給事由とする年金給付を受けている方

● 支給額 月額 14,380 円

特別障害者手当

● 対象者

身体または精神に著しく重度の障がいがあるため、日常生活で常時特別の介護を必要とする20歳以上の在宅の重度障がい者

※ただし、次の場合は対象となりません

- ①受給者またはその配偶者若しくは扶養義務者の前年の所得が一定金額以上の場合
- ②施設等に入所している方
- ③病院等に3カ月を超えて入院している方

● 支給額 月額 26,440 円

有料道路割引制度

通勤、通学、通院等の日常生活において、障がい者の方が有料道路を利用する場合に一定の要件で料金が割引になります。

●割引料金額

通常料金の半額

※各種 ETC 時間帯割引との併用には一部制限があります。

●割引有効期間

申請日から 2 回目の誕生日まで

※ ETC カードの有効期限が切れる場合はこの限りではありません。

●申請に必要な書類等

ETC を利用しない	①身体障害者手帳または療育手帳 ②車検証または軽自動車届出済証 ③運転免許証（本人運転の場合）
ETC を利用する	①身体障害者手帳または療育手帳 ②車検証または軽自動車届出済証 ③運転免許証（本人運転の場合） ④ ETC カード（障がい者本人名義のもの） ⑤ ETC 車載器の管理番号が確認できるもの（ETC 車載器セットアップ申込書・証明書等）

※要件確認のため、その他の書類等が必要になる場合があります。

●対象障がい者の範囲

- ・障がい者本人が運転する場合
→身体障害者手帳を所持しているすべての方
- ・障がい者本人以外の方が運転し、障がい者本人が同乗される場合
→身体障害者手帳または療育手帳を所持していて、手帳に「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額第 1 種」と記載されている方

●対象自動車の範囲

車検証または軽自動車届出済証に「自家用」と記載されているもの、または二輪自動車で総排気量が 125cc を超えるもの等（車種によって制限有）

【所有者要件】

車検証または軽自動車届出済証の「所有者の氏名または名称」欄に本人、配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等が記載されているもの

●対象道路

道路整備特別措置法に基づく有料道路

◆相談相手がいること知っていますか？

相談支援事業所は事業者としてのネットワークを生かし、障がい者の相談員の皆さんは、同じ障がい者または障がい者の家族の立場で自らの豊富な経験から、障がいのある方やその家族のさまざまな相談に応じています。不安や悩みなどお気軽にお尋ねください。

（順不同 敬称略）

相談支援事業所

事業所名	電話番号
市社会福祉協議会 （身体障がい・知的障がいの相談）	53-1125
メンタルサポートステーション きらり （精神障がいの相談）	0295-72-5881

知的障害者相談員

氏名	電話番号
澤 海 ひさ子	52-3893
堀 江 たみ子	58-2380
篠 田 美津江	55-3570
上久保 久 一	57-9369

身体障害者相談員

氏名	電話番号
横 塚 静 江	53-1587
會 澤 隆 典	53-7057 連絡は F A X でお願いします。
小田部 まつゑ	52-3126
矢 野 正 紀	56-2014
横 山 一 洋	55-2634

■問い合わせ先■

福祉課社会福祉グループ

☎ 52-1111（内線 135）

山方総合支所市民福祉課

☎ 57-6812

美和総合支所市民福祉課

☎ 58-3850

緒川総合支所市民福祉課

☎ 56-3992

御前山総合支所市民福祉課

☎ 55-2113



障がい者のための国際シンボルマーク

ちょこっと豆知識

このマークは、障がいのある方々が利用することが出来る建築物、施設や公共交通機関であることを示す世界共通の国際シンボルマークです。

特に車いすの利用者を限定し使用されるものではなく、すべての障がいのある方を対象としたものです。

駐車場などでこのマークを見かけた場合には、障がい者の利用への配慮について、ご理解、ご協力をお願いします。